（発行会社による上場等株券の買付け等の特例）

第二条　発行会社が取引所金融商品市場において上場等株券の買付け等を行う場合には、有価証券取引等規制府令第十七条の規定の適用については、同条中「次に掲げる要件」とあるのは「次に掲げる要件（第二号に掲げる要件を除く。）」と、同条第四号イ中「百分の二十五」とあるのは「百分の百」とする。

（発行会社以外の者による上場等株券の買付けの委託等の特例）

第三条　有価証券取引等規制府令第十六条第二号から第四号までに掲げる上場等株券の買付けはその委託等又はこれらの指図を行う者が当該買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う場合には、有価証券取引等規制府令第二十一条の規定の適用については、同条中「第十七条各号」とあるのは「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第六十号）第二条の規定による読替え後の第十七条各号（第二号を除く。）」とする。

附　則

1　この府令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

2　この府令は、平成二十四年四月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この府令は、その時以後も、なおその効力を有する。

府　令　・　省　令

○財務省・経済産業省令第三号

内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年十月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

財務大臣　安住　淳

経済産業大臣　枝野　幸男

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務内閣・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号第一の四の表記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

持株数の多い順に10名を記載し、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、２以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に10名を併せて記載すること。

別紙様式第一号第一の六の表記載上の注意７の次に次のように加える。

８　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第一号第二の表記載上の注意１⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

別紙様式第一号第二の表記載上の注意１⒀を次のように改める。

⒀　次に掲げる１株当たり情報に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。）

①　１株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。）

②　当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

別紙様式第一号第三の表記載上の注意４を次のように改める。

４　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

⑵　当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨

別紙様式第一号第四の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第４の表記載上の注意４及び５中「前事業年度末残高」を「当事業年度期首残高」に改め、同記載上の注意７の次に次のように加える。

８　遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第二号第一の４の表記載上の注意２の次に次のように加える。

３　「所有自社株式数」欄は、２以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。

別紙様式第二号第一の５の表記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

持株数の多い順に30名を記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、２以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に30名を併せて記載すること。

別紙様式第二号第一の14の表記載上の注意７の次に次のように加える。

８　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第二号第二の表記載上の注意１⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）